

## 一括贈与非課税措置の見直し

### 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

1年間で110万円未満の贈与については、贈る側と受け取る側の関係性や、その目的を問わず、贈与税は一切かかりませんが、これを超えると贈与税の申告と納税をしなければなりません。その例外として、2013年から「30歳未満の子または孫に対して教育のための資金をまとめて贈与する場合」は最大1500万円まで贈与税が非課税とされる、「教育資金の一括贈与非課税」という制度が施行されています。

2019年税制改正で、この「教育資金の一括贈与非課税措置」を使って贈与を受ける側の子や孫に所得制限をつけることになりました。つまり、すでに自立して自分で十分に稼げる人に対して、これ以上、両親や祖父母からの援助は必要ないので適用外とするという内容の改正です。

具体的には、**教育資金の贈与を受け取る人の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合は、この非課税措置が受けられなくなります。**すなわち、去年一年間でお給料や株式売買などで約1000万円以上稼いだ人が、両親や祖父母から教育資金の贈与をうけたとしても、非課税にはならず、通常どおり贈与税を納めなければならない、ということです。

この改正は2019年4月1日以降に行われる贈与について適用されます。また、教育資金に含まれる範囲から、スポーツ・文化芸術活動の指導に係る支払い等が除外されたり、教育資金の内容面でも一部、縮小となる改正が実施されます。

### 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

同じく贈与税の申告と納税の例外として、上記の教育資金の一括贈与非課税措置のほかにも、2013年より「20歳以上50歳未満の子または孫に対して結婚・子育てのための資金をまとめて贈与する場合」は最大1000万円まで贈与税が非課税とされる、「結婚・子育て資金の一括非課税措置」という制度があります。

この「結婚・子育て資金の一括非課税制度」を受け取る側の子や孫にも**教育資金贈与と同様に所得制限をつけることになりました。**つまり、自分で十分に稼げる人に対して、これ以上、両親や祖父母からの援助は必要ないでしょう、という内容の改正です。

具体的には、**結婚・子育て資金の贈与を受け取る人の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合は、この非課税制度が受けられなくなります。**すなわち、去年一年間でお給料や株式売買などで約1000万円以上稼いだ人が、両親や祖父母から結婚・子育て資金の贈与をうけたとしても、非課税にはならず、通常どおりの贈与税を納めなければならない、ということです。

この改正も2019年4月1日以降に行われる贈与について適用されます。

